

# 運 営 規 程

(指定訪問リハビリテーション)

(指定介護予防訪問リハビリテーション)

社会福祉法人黎明会  
介護老人保健施設けやきの郷

社会福祉法人黎明会 介護老人保健施設けやきの郷  
指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）  
運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人黎明会 介護老人保健施設けやきの郷（以下「当施設」という。）が実施する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、医師の診療に基づき、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の従事者によって、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 当施設が実施する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の従事者は、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名 称：社会福祉法人黎明会 介護老人保健施設けやきの郷
- （2）所在地：東京都小平市小川町1丁目485番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 従業者の職種及び員数

医師	1名(常勤専任)
理学療法士	2名以上(非常勤専従)
作業療法士	1名以上(非常勤専従)

(2) 職務の内容

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日～金曜日

但し、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間：9：00から17：00までとする。

(指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証記載割合とする。

2 第8条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)について別途交通費は次の額を徴収する。

当施設から、通常の実施地域を越えて概ね1kmにつき100円。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業を実施するのは当施設所在地より半径3kmにかかる地域とし、具体的には以下の地域とする。その他の地域については応相談とする。

小平市 …小川町、小川西町、小川東町、栄町、上水新町、たかの台、津田町、中島町

東大和市…上北台、清原、桜が丘、狭山、清水、新堀、高木、立野、中央、仲原、奈良橋、南街、向原

東村山市…富士見町

国分寺市…北町、新町、高木町、戸倉、並木町、西町、光町、東戸倉、富士本

立川市 …柏町、幸町、栄町、若葉町

(虐待の防止のための措置)

第9条 当施設は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに市区町村へ報告し防止策を講じる。

- 2 虐待防止管理責任者は、施設の管理者とする。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（毎月）に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 5 苦情解決体制を整備する。
- 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

(身体拘束の禁止)

第10条 当施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 当施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 当施設は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（毎月）に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上（年間研修計画に基づく）
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）計画（以下「計画」という。）は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画に沿って作成する。計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居宅サービス計画に沿ったものかを確認し、必要に応じて変更する。  
計画作成に当たり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させるため、内容等を説明した上で利用者の同意を得て当該計画を利用者に文書で交付する。
  - 5 当施設は重要事項説明書を利用者に文書で交付し、また施設内に概要を掲示する。
  - 6 当施設は苦情処理窓口として下記の連絡体制をとる。  
電話：042-345-5321  
担当者：施設管理者、リハビリテーション課長  
また、必要に応じて当施設以外の苦情対応窓口について利用者に紹介する。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当施設が定めるものとする。

（附則）

この規程は、令和 4年 4月 1日から適用する。